飯野高等学校いじめ防止基本方針



いじめ防止委員会

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネータ、人権教育担当、当該生徒担任、

※その他必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部 専門家等を加えるものとする。

- ○いじめ防止基本方針の策定と見直し、校内外への発信
- ○いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価
- ○校内研修会の企画・実施
- ○教育相談、いじめアンケート、教員や生徒等による情報の整理・分析・記録
- ○いじめの疑いがある案件への調査・事実確認・認知
- ○いじめ解消にむけた対応
- ○配慮が必要な生徒への支援方針



年間計画等



情報等の報告



未然防止

- ○学習指導の充実
- ・授業規律の徹底
- ・「わかる」授業づくり
- ・公開授業の実施
- ○特別活動の充実
- ホームルーム活動の充実
- ・体験活動の充実
- ○生徒会活動の充実
- ・いじめ防止のための挨拶運 動実施
- ○人権教育の充実
- ・人権LHRの充実
- ○情報教育の充実
- ・情報モラル指導の充実
- ・外部講師による講演の実施
- ○校内研修の実施

早期発見

- ○情報の収集
- ・教員の観察、養護教諭によ る情報
- ・生徒、保護者、地域からの 情報
- ・学期に1回以上のアンケート調査実施
- ○教育相談体制の充実
- ・教育相談の定期実施
- ・スクールカウンセラー(教育相談専門員)の活用
- ・いじめ相談機関の周知
- ○情報の共有
- 情報交換会の定期実施
- ・管理職への報告
- ・職員会議等での情報共有
- ・学級担任等の教員間での申し送り

保護者・地域との連携

- ・いじめ防止基本方針の周知
- PTA活動の充実
- ・学年、学校だよりの発行
- ・保護者会の定期開催
- ・地域の会議、行事への参加
- インターンシップの実施
- 学校関係者評価委員の委嘱
- ・学校行事への招待

等

教育委員会との連携

- ・いじめ事案の報告
- ・人的支援の要請

等

関係機関との連携

- 学校警察連絡協議会の参加
- ・児童相談所との連携
- 市町福祉部局との連携

等